

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

第一条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）		第二条（略）	
事務	市町	事務	市町
<p>十三（略）</p> <p>(1) 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ又は法第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の造成認定</p> <p>(2) 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ又は法第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定</p>	(略)	<p>十三（略）</p> <p>(1) 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ、法第六十三条第三項第五号イ又は法第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の造成認定</p> <p>(2) 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ、法第六十三条第三項第六号又は法第六十八条の六十九第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定</p>	(略)
第三条（略）		第三条（略）	
事務	市町	事務	市町
<p>(租税特別措置法関係)</p> <p>十二（略）</p> <p>(1) 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ又は法第六十三条第三項第五号イ</p>		<p>(租税特別措置法関係)</p> <p>十二（略）</p> <p>(1) 法第二十八条の四第三項第五号イ、法第三十一条の二第二項第十四号ハ、法第六十二条の三第四項第十四号ハ、法第六十三条第三項第五号イ又</p>	

<p>の規定による優良宅地の造成認定</p> <p>(2) 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ又は法第六十三条第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定</p> <p>(3) (略)</p>	(略)	<p>は法第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の造成認定</p> <p>(2) 法第二十八条の四第三項第六号、法第三十一条の二第二項第十五号ニ、法第六十二条の三第四項第十五号ニ、法第六十三条第三項第六号又は法第六十八条の六十九第三項第六号の規定による優良住宅の新築認定</p> <p>(3) (略)</p>	(略)
--	-----	---	-----

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>三十一の二 (略)</p> <p>(1)―(6) (略)</p>	<p>市町</p> <p>三原市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(安芸太田町及び北広島町については(1)から(3)までに掲げる事務に限り、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(4)から(6)までに掲げる事務に限る。)</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>事務</p> <p>三十一の二 (略)</p> <p>(1)―(6) (略)</p>	<p>市町</p> <p>竹原市、三原市、府中市、庄原市、大竹市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(安芸太田町及び北広島町については(1)から(3)までに掲げる事務に限り、竹原市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町及び神石高原町については(4)から(6)までに掲げる事務に限る。)</p>

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和四年四月一日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日